

報酬等基準規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、松ヶ枝法律事務所（以下「当事務所」という）の報酬に関する基準を定めることを目的とし、当事務所は依頼者との間で、この規程の基準に従った内容の委任契約を締結する。

(報酬の種類)

第2条 報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とし、その意義は、次のとおりとする。

- ① 法律相談料
依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む）の対価をいう。
- ② 書面による鑑定料
依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
- ③ 着手金
事件又は法律事務（以下「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
- ④ 報酬金
事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
- ⑤ 手数料
原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
- ⑥ 顧問料
契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
- ⑦ 日当
当事務所が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいう。

(委任契約書の作成)

第3条 事件等を受任したときは、この規程に従った委任契約書（第41条の場合は顧問契約書という。）を作成する。

- 2 前項の委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、報酬の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。

(報酬の支払時期)

第4条 報酬は前条の委任契約に定めた時期に支払いを受ける。

(事件等の個数等)

第5条 報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。

但し、第3章第1節において、当事務所が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、最終審の報酬金のみを受ける。

- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(報酬の減額)

第6条 次の各号の一に該当することにより受任件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減され

るとき、又は、依頼者が当事務所との間で顧問契約を締結している場合は、報酬の額を、第2章ないし第5章及び第7章の規程に定める最低額以下に減額することができる。

- ① 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
 - ② 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。
- 2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規程どおり受けることが相当でないときは、第3章の規程にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。

(報酬の特則による増額)

第7条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、第2章ないし第4章の規程によつては報酬の適正妥当な額が算定できないときは、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

- 2 依頼を受けた事件等につき、請求の増額もしくは拡張をし又はされた場合（民事訴訟法第143条）は第15条3項で定める方法による追加着手金を請求する

(消費税の付加)

第8条 この規程に定める報酬には消費税を付加する。

第2章 法律相談料等

(法律相談料)

第9条 法律相談料は、事案の内容によって、30分ごとに10,000円以上25,000円以下の範囲で定める。ただし、法律相談者が事業者（法人又は個人事業主の別を問わない。）である場合には、法律相談実施の都度最初の1時間について30,000円以上75,000円以下の範囲で定め、1時間を経過した後は30分ごとに10,000円以上25,000円以下の範囲で定めるものとする。

- 2 法律相談が相談者の希望により当事務所の営業時間外において実施された場合、30分ごとに10,000円を加算するものとする。

(書面による鑑定料)

第10条 書面（電子メールを含む）による鑑定料は、事案の内容によって10万円から50万円の範囲内で決定する。

- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるとき、又は、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利及び種苗法上の権利等）に係る鑑定の場合は、依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第11条 本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益—算定可能な場合)

第12条 前条の経済的利益の額は、この規程に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- ① 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ② 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- ③ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。但し、期間不定のものは、7年分の額
- ④ 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- ⑤ 所有権は、対象たる物の時価相当額
- ⑥ 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。但し、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- ⑦ 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- ⑧ 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- ⑨ 担保権は、被担保債権額。但し、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ⑩ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- ⑪ 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。但し、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- ⑫ 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。但し、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- ⑬ 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額
- ⑭ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- ⑮ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。但し、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）
- ⑯ 知的財産権による差止請求は、依頼者又は相手方の5年又は当該知的財産権の訴訟提起時点（報酬金の場合は訴訟確定又は和解成立時点）での残存期間のうちの短い期間に得られる利益（粗利益より変動費を控除した額）とする。但し、事情によって、算定期間を2年まで短縮することができる。

（経済的利益算定の特則）

- 第13条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで減額する。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで増額する。
- ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 - ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

（経済的利益—算定不能な場合）

- 第14条 第12条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。
- 2 依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

（民事事件の着手金及び報酬金）

- 第15条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額（報酬金の算定にあたっては、現実の回収額ではなく、判決又は和解等によって確定した額とする。また、被請求側事件において、最後の

連絡日の翌日から起算して6か月間相手方から請求又は連絡がない場合、相手方が請求を断念し事件が終了したものとみなし、報酬金が発生するものとする。)を基準として、それぞれ次のとおり算定する。ただし、事件の内容等により、30%の範囲内で増額することができる。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

- 2 前項の着手金は、事件の内容等により、30%の範囲内で減額し、当該減額分を前項の報酬金に加えることができる。なお、報酬金に関し、債務名義を得た場合において相手方が任意に債務を履行せず、かつ、回収可能性が極めて低いと認められるときは、その報酬金を着手金相当額に減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、40万円を最低額とし、その報酬金は、20万円を最低額とする。
- 4 第7条2項の追加着手金は、請求の増額をした場合の経済的利益の額を基準として、本条1項及び前項の定めにより算定した額と、請求の増額前の経済的利益の額を基準として同様に算定した額との差額とする。
- 5 民事事件につき当事務所が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で(原則として当初の着手金額の半額相当額まで)減額することができる。
- 6 第1項の事件がその訴訟提起時又は申立て時(以下「法的手続開始時」という。)から1年を経過するごとに、追加着手金として第3項の最低着手金額の半額相当額である15万円が発生するものとする。

(調停事件及び示談交渉事件)

- 第16条 調停事件及び示談交渉(裁判外の和解交渉をいう。以下同じ)事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第19条第1項及び第2項の各規定を準用する。但し、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。
- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第19条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。
 - 3 前2項の着手金は、調停事件については30万円(3期日までとし、超過分は1期日あたり3万円を加算する。)、示談交渉事件については15万円を最低額とする。また、前2項の報酬金は、調停事件及び示談交渉事件ともに20万円を最低額とする。
 - 4 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第19条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。
 - 5 調停事件については、前条第6項を準用する。

(契約締結交渉)

- 第17条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。ただし、事件の内容等により、30%の範囲内で増額することができる。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%	2%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

- 2 前2項の着手金及び報酬金は、15万円を最低額とする。
- 3 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

(督促手続事件)

第18条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

- 2 前項の着手金は、事案の内容等により、30%の範囲内で減額し、当該減額分を前項の報酬金に加えることができる。
- 3 前2項の着手金は、15万円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第15条又は第19条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第15条又は第19条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、当該報酬金は、15万円を最低額とする。

(手形、小切手訴訟事件)

第19条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3,000万円以下の部分	2.5%	5%
3,000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容等により、30%の範囲内で減額し、当該減額分を前項の報酬金に加えることができる。
- 3 前2項の着手金は、15万円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第15条の規定により算定された額と前3項により算定された額との差額とし、その報酬金は、第15条の規定を準用する。

(離婚事件等)

第20条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとし、これに付随する事件（婚姻費用分担や面会交流申立事件等）があるときは、その半額相当額を加算する。但し、当事務所が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件又は離婚交渉事件	それぞれ40万円から50万円の範囲内の額
離婚訴訟事件	それぞれ40万円から60万円の範囲内の額

- 2 離婚交渉事件から引き続き当事務所が離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き当事務所が離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第15条又は第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 6 第1項の規定にかかわらず、離婚事件が示談、調停又は和解によって解決した場合には、離婚の成否その他結果の如何を問わず、（経済的利益に応じた報酬金とは別途）解決報酬として30万円が発生するものとする。

7 遺産分割事件の着手金及び報酬金は、本条に定める基準に準じるものとする。

(境界に関する事件)

第21条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。

但し、当事務所が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金 それぞれ40万円から60万円の範囲内の額
(50万円を標準とする)

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の着手金及び報酬金は、第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容等により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
- 5 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。
- 6 前5項の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訟事件)

第22条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。但し、当事務所が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

5,000万円以下の場合 30万円から50万円の範囲内の額
5,000万円を超える場合 前段の額に5,000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。但し、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
 - ① 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第15条の規定により算定された額
 - ② 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第15条の規定により算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き当事務所が調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き当事務所が借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

第23条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という)の着手金は、審尋又は口頭弁論を経ないときは第15条の規定により算定された額の2分の1とし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。

- 2 第1項の事件が重大又は複雑であるときで、審尋又は口頭弁論を経ないときは、第15条の

規定により算定された額の4分の1の報酬金を、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。

- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第15条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、30万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

- 第24条 民事執行事件の着手金及び報酬金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き当事務所が受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
 - 3 執行停止事件の着手金及び報酬金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とする。
 - 5 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、20万円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第25条 破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額以上とする。

但し、右各事件に関する保全事件の報酬は、右着手金に含まれる。

- | | |
|---------------|---------|
| ① 事業者の自己破産事件 | 50万円以上 |
| ② 非事業者の自己破産事件 | 30万円以上 |
| ③ 自己破産以外の破産事件 | 50万円以上 |
| ④ 特別清算事件 | 200万円以上 |
| ⑤ 会社更生事件 | 300万円以上 |
- 2 前項の各事件の報酬金は、第15条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。但し、前項第1号及び第2号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができる。
 - 3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件(免責異議申立事件を含む)のみを受任した場合の着手金については、第1項第2号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金については前項の規定を準用する。

(民事再生事件)

第26条 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする。但し、民事再生事件に関する保全事件の報酬は、右着手金に含まれる。

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 事業者の民事再生事件 | 200万円以上 |
| ② 非事業者の民事再生事件 | 40万円以上 |
| ③ 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件 | 40万円以上 |

ただし、上記②又は③において住宅資金特別条項を設けるときは、50万円以上とする。

- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を受けられることができる。
- 3 民事再生事件の報酬金は、第15条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の

具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める報酬の額を考慮する。

但し、報酬金は依頼者が再生計画認可決定を受けたときに限りこれを受けることができる。

- 4 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は、第1項第2号及び第3号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金は前項の規定を準用する。

（任意整理事件）

第27条 任意整理事件（前条第一項に該当しない債務整理事件）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

- ① 事業者の任意整理事件 50万円以上
- ② 非事業者の任意整理事件 20万円以上

- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という）を基準として、次の各号のとおり算定する。

- ① 当事務所が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1,000万円以下の部分	10%
1,000万円を超え5,000万円以下の部分	8%
5,000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%
- ② 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5,000万円以下の部分	3%
5,000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用する。

- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規程により算定された報酬金を受けることができる。

- 5 前各号の規定にかかわらず、消費者金融等を相手方とする個人の債務整理事件の着手金及び報酬金については、以下のとおりとする。

- ① 着手金 1社あたり4万円（ただし、1社のみ場合は最低着手金を5万円とする。）
- ② 報酬金
 - a 和解が成立した場合につき、1社あたり2万円
 - b 負債額が減免した場合につき、上記aに加え、当該減免額の10%相当額
 - c 過払金を回収できた場合につき、回収額の20%相当額（ただし、訴訟を経た場合は25%相当額に6万円を加えた額）

（行政上の不服申立事件）

第28条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第15条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。但し、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

- 2 前項の着手金及び報酬金は、それぞれ30万円を最低額とする。

（特許権等の査定、審決に対する不服申立事件）

第29条 前条の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、意匠権もしくは商標権（以下、総称して「産業財産権」という）に係る審判請求等の着手金及び報酬金は次のとおりとする。

- ① 産業財産権に係る拒絶査定不服審判請求及び無効審判請求

	100万円から200万円の範囲内の額
--	--------------------
- ② 商標権に係る取消審判請求

	50万円から100万円の範囲内の額
--	-------------------
- ③ 産業財産権に係る審決取消請求事件（但し、次号を除く。）

	100万円から200万円の範囲内の額
--	--------------------

- ④ 商標権に係る取消審決の審決取消請求事件 50万円から100万円の範囲内の額
- 2 前項において、産業財産権に基づく侵害訴訟の委任を併せて受けている場合は着手金及び報酬金の額は前項の額のそれぞれ1/2とする。
- 3 第1項1号又は2号の審判請求を受任し、その審決において敗訴している場合の第1項3号又は4号の着手金の額は第1項3号又は4号の額のそれぞれ1/2とする。但し、産業財産権に基づく侵害訴訟の委任も併せて受けている場合の着手金の額は第1項3号又は4号の額のそれぞれ1/4とする。

第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第30条 刑事事件の着手金は、次のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な事件	それぞれ30万円から50万円の範囲内の額（40万円を標準とする。）
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	30万円から50万円の範囲内の一定額以上（60万円を標準とする。）
再審請求事件	30万円から50万円の範囲内の一定額以上（60万円を標準とする。）

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう。

3 逮捕・勾留がなされている事件について、起訴前及び起訴後のそれぞれの段階において、4回分の接見費用は第1項の着手金に含まれるものとし、それを超過する接見が発生した場合は超過1回あたり5万円の接見費用が発生するものとする。なお、遠方の接見の場合は、これに第42条の日当が加算されるものとする。

4 保釈請求の着手金は別途10万円とする。

(刑事事件の報酬金)

第31条 刑事事件の報酬金は、次のとおりとする。

刑事事件の内容	結果	報酬金
事案の簡明な事件 起訴前	不起訴	30万円以上50万円以下（40万円を標準とする。）
事案の簡明な事件 起訴前	求略式命令	上を越えない額（30万円を標準とする。）
事案の簡明な事件 起訴後	刑の執行猶予	30万円以上50万円以下（30万円を標準とする。）
事案の簡明な事件 起訴後	求刑より軽減	上を越えない額（20万円を標準とする。）
事案が簡明でない事件 起訴前	不起訴	30万円以上（60万円を標準とする。）
事案が簡明でない事件 起訴前	求略式命令	上を越えない額（50万円を標準とする。）
事案が簡明でない事件 起訴後	無罪	50万円以上（80万円を標準とする。）
事案の簡明でない事件 起訴後	刑の執行猶予	30万円以上（50万円を標準とする。）
事案の簡明でない事件 起訴後	求刑より軽減	軽減の程度による相当な額（40万円を標準とする。）

事案の簡明でない事件 起訴後	検察官上訴棄却	30万円以上 (60万円を標準とする。)
再審請求事件		30万円以上 (100万円を標準とする。)
準抗告等により身体拘束が解かれた場合		30万円以上 (30万円を標準とする。)

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。
- 3 保釈許可決定を得た場合の報酬金は20万円とする。

(刑事事件につき当事務所が引き続き受任した場合等)

- 第32条 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く)され、引き続いて当事務所が起訴後の事件を受任するときは、第30条に定める着手金を受けることができる。但し、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。
- 2 刑事事件につき当事務所が引き続き上訴事件を受任するときは、前2条にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
 - 3 当事務所は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

- 第33条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第31条の規定を準用する。

(保釈等)

- 第34条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

(告訴、告発等)

- 第35条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金及び報酬金は、1件(一被告訴人かつ一告訴事実)につきそれぞれ40万円以上とし、事案の内容により依頼者と協議の上定めるものとする。なお、告訴又は告発についての報酬金は、捜査機関に受理されたとき又は(受理されないまま)捜査が開始されることが明らかになったときに発生するものとする。

第3節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

- 第36条 少年事件(少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ)の着手金は、次のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	それぞれ30万円から50万円の範囲内の額 (40万円を標準とする。)
抗告、再抗告及び保護処分取消	それぞれ30万円から50万円の範囲内の額 (40万円を標準とする。)

- 2 少年事件の報酬金は、次のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	30万円から50万円の範囲内の一定額以上 (60万円を標準とする。)

その他

30万円から50万円の範囲内の額

- 3 着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件につき当事務所が引き続き受任した場合)

第37条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第5条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。

- 2 少年事件につき、当事務所が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の報酬は、本章第2節の規程による。但し、当事務所が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

(手数料)

第38条 手数料は、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第12条ないし第14条の規定を準用する。

① 裁判上の手数料

I 証拠保全

(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる)

基本 20万円に第15条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額

特に複雑又は特殊な事情がある場合 依頼者との協議により定める額

II 即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない)

示談交渉を要しない場合

300万円以下の部分	25万円
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

示談交渉を要する場合

示談交渉事件として、第16条又は第20条ないし第22条の各規定により算定された額

III 公示催告 即決和解の示談交渉を要しない場合と同額

IV 倒産整理事件の債権届出

基本 15万円 (ただし、債権届出に対する異議手続を除く。)

特に複雑又は特殊な事情がある場合 依頼者との協議により定める額

V 簡易な家事審判

(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの)

15万円から25万円の範囲内の額

② 裁判外の手数料

- I 法律関係調査（契約書類のリーガルチェックや事実関係調査を含む）
- a 基本 5万円から20万円の範囲内の額
ただし、簡易な契約書類のリーガルチェックは最低3万円まで減額できるものとする。
- b 特に複雑又は特殊な事情がある場合 依頼者との協議により定める額
- II 契約書類及びこれに準ずる書類の作成
- a 定型（一般的な売買契約書や賃貸借契約書等）
- 経済的利益の額が1,000万円未満のもの 5万円から15万円の範囲内の額
- 経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの 15万円から35万円の範囲内の額
- 経済的利益の額が1億円以上のもの 35万円以上
- b 非定型
- 基本
- | | |
|----------------------|------|
| 300万円以下の部分 | 15万円 |
| 300万円を超え3,000万円以下の部分 | 1% |
| 3,000万円を超え3億円以下の部分 | 0.3% |
| 3億円を超える部分 | 0.1% |
- 特に複雑又は特殊な事情がある場合 依頼者との協議により定める額
- III 公正証書にする場合 契約書類及びこれに準ずる書類の作成の手数料に3万円を加算する。
- IV 内容証明郵便作成
- a 当事務所の表示なし
- 基本 10万円
- 特に複雑又は特殊な事情がある場合 依頼者との協議により定める額
- b 当事務所名の表示あり
- 基本 15万円
- 特に複雑又は特殊な事情がある場合 依頼者との協議により定める額
- V 遺言書作成
- a 基本
- | | |
|----------------------|------|
| 300万円以下の部分 | 20万円 |
| 300万円を超え3,000万円以下の部分 | 1% |
| 3,000万円を超え3億円以下の部分 | 0.3% |
| 3億円を超える部分 | 0.1% |
- b 特に複雑又は特殊な事情がある場合 依頼者との協議による定める額
- c 公正証書にする場合 上の手数料に3万円を加算する。
- VI 遺言執行
- a 基本
- | | |
|----------------------|------|
| 300万円以下の部分 | 30万円 |
| 300万円を超え3,000万円以下の部分 | 2% |
| 3,000万円を超え3億円以下の部分 | 1% |
| 3億円を超える部分 | 0.5% |
- b 特に複雑又は特殊な事情がある場合 受遺者との協議により定める額
- c 遺言執行に裁判手続を要する場合
遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する報酬を請求することができる。
- VII 会社設立等
- a 設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算 資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。但し、合併又は分割については200万円を、通常清算については100万円を、その他の手続については10万円を、それぞれ最低額とする。
- | | |
|--------------|----|
| 1,000万円以下の部分 | 4% |
|--------------|----|

1, 000万円を超え2, 000万円以下の部分	3%
2, 000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超え2億円以下の部分	1%
2億円を超え20億円以下の部分	0.5%
20億円を超える部分	0.3%

b 会社設立等以外の登記等

申請手続 一件5万円。但し、事案によっては、依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

交付手続 登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、一通につき1, 000円とする。

VIII 株主総会等指導

a 基本

30万円以上

b 総会等準備も指導する場合

50万円以上

c 現物出資等証明(商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明)

一件30万円。但し、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

IX 簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)

次により算定された額。但し、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。

給付金額が150万円以下の場合 3万円

給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2%

X 組織内研修

最低額を20万円とし、参加人数等の規模やその内容に応じて定めるものとする。

(任意後見及び財産管理・身上監護)

第39条 任意後見又は財産管理・身上監護等の報酬は、次のとおりとする。

① 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料は、第38条第2号の法律関係調査に関する規定を準用する。

② 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、月額で定める報酬を受けることができるものとし、その額は次のとおりとする。但し、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める報酬とは別にこの規程の定めにより算定された報酬を受けることができる。

事務処理の内容	報酬
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	月額3万円から5万円の範囲内の額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額6万円から10万円の範囲内の額

③ 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料は、一回あたり3万円から5万円の範囲内の額とする。

④ 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結及び成年後見・補佐・補助の申立ての着手金については、第25条第1項②に準じて30万円とし、その報酬は右着手金に含まれるものとする。

第5章 時間制

(時間制)

- 第40条 依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規程によらないで、1時間あたりの委任事務処理及び移動に要する時間単価にその処理等に要した時間を乗じた額を、報酬として受けることができる。
- 前項の単価の、1時間ごとに次のとおりとする。
但し、事案の困難性（知的財産権に係る事件等は困難な事案とする。）、重大性、特殊性、新規性等を考慮し、依頼者と協議して増減することができる。
3万円以上7万円以下
 - 移動に要する時間については1時間ごとに次のとおりとする。
1万円
 - 時間制により報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第6章 顧問料

(顧問料)

- 第41条 顧問料は、次のとおりとする。但し、事業者については、事業の規模、内容及び委任事務処理量等を考慮して、その額を減額することができる。
- 非事業者 年額6万円（月額5,000円）以上
事業者 月額5万円以上
- 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は口頭の一般的な法律相談とし、その他の事件等の場合には顧問料とは別に報酬を請求するものとする。

第7章 日当

(日当)

- 第42条 日当（但し、第40条の場合を除く）は、次のとおりとする。
- 半日（往復2時間を超え4時間まで）
5万円
- 半日（往復4時間を超える場合）
10万円
- 概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。
 - 第1項の日当に係る出張等が業務時間外に実施された場合には、第9条第1項の規定を準用する。

第8章 実費等

(実費等の負担)

- 第43条 依頼者は、報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等を負担する。
- 実費等は、その発生の都度又は定期的に請求する。また、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。
 - 第1項の郵便切手代のうち、訴訟等の法的手続における予納郵券のうちの残郵券が当該手続の終結に伴い還付されたときは、これを報酬金に加算するものとする。

(交通機関の利用)

- 第44条 出張のための交通機関については最高運賃の等級を利用する。

第9章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第45条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの報酬の全部若しくは一部を返還し、又は報酬の全部若しくは一部を請求する。

2 前項において、委任契約の終了につき、当事務所のみに重大な責任があるときは、受領済みの報酬の全部を返還する。但し、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

3 第1項において、委任契約の終了につき、当事務所に責任がないにもかかわらず、依頼者が同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、報酬の全部を請求することができる。但し、当事務所が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

第46条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、あらかじめ依頼者にその旨を通知する。

(報酬の相殺等)

第47条 依頼者が報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないしておくことができる。

2 前項の場合には、すみやかに依頼者にその旨を通知する。

附 則

1. この規程は、令和2(2019)年1月6日から施行する。
2. 令和2(2020)年12月14日改訂
3. 令和3(2021)年4月14日改訂
4. 令和3(2021)年12月20日改訂
5. 令和4(2022)年3月28日改訂
6. 令和5(2023)年3月31日改訂